

韓国 税制 その他の税制 詳細

1. 個人所得税(所得税法 第55条、2022年12月31日改正)

所得金額	税率
1,400万ウォン以下	課税標準の6%
1,400万ウォン超過5,000万ウォン以下	72万ウォン+1,200万ウォン超過額の15%
5,000万ウォン超過8,800万ウォン以下	582万ウォン+4,600万ウォン超過額の24%
8,800万ウォン超過1億5,000万ウォン以下	1,590万ウォン+8,800万ウォン超過額の35%
1億5,000万ウォン超過3億ウォン以下	3,760万ウォン+1億5,000万ウォン超過額の38%
3億ウォン超過5億ウォン以下	9,460万ウォン+3億ウォン超過額の40%
5億ウォン超過10億ウォン以下	1億7,460万ウォン+5億ウォン超過額の42%
10億ウォン超過	3億8,460万ウォン+10億ウォン超過額の45%

(注1)本税(所得税)に付加して地方所得税10%が適用される。

(注2)外国人役職員の勤労所得(特殊関係企業に勤労を提供する場合は除外)として国内で最初に勤労を提供した日から20年以内に終了する課税期間(2023年12月31日までのみ該当する)まで受け取る勤労所得に対する所得税は「所得税法」第55条第1項にもかかわらず、当該勤労所得に100分の19を乗じた金額をその税額とすることができる。ただし、大統領令で定める地域本部に勤務することにより受け取る勤労所得の場合には、国内で最初に勤労を提供した日から20年以内に終了する課税期間まで受け取る勤労所得に対する所得税については「所得税法」第55条第1項にかかわらず、当該勤労所得に100分の19を乗じた金額をその税額とすることができる(租税特例制限法第18条の2)。本規定を適用するにあたり、2013年以前に国内で勤労を提供していた外国人勤労者が出国し、2014年以降に再入国して国内で勤労を提供した場合、「国内で最初に勤労を提供した日」は、2014年1月1日以降の最初に再入国して勤労を提供した日を意味し、2014年1月1日現在、勤労を提供している外国人勤労者の場合は2014年1月1日を「国内で最初に勤労を提供した日」と見なす(企画財政部所得税制課-135、2023年2月21日)。

2. 付加価値税

1. 課税対象(付加価値税法第4条)	1) 財貨または役務の提供 2) 財貨の輸入
2. 税率(付加価値税法第30条)	10%
3. 零(ゼロ)税率(付加価値税法第21~25条)	輸出する財貨や韓国外で提供される用役などについてはゼロ税率適用

区分	税率	備考
	徴収税率 の) 70% 60%	
⑥ その他の所得金額 1. 宝くじ当籤金(法第14条第3項8号ニ目およびホ目)の所得金額の3億ウォン超過分 2. 大統領令で定める小企業・小商人共済掛金の解約一時金および年金外受領分(法第21条第1項18号および21号)によるその他所得 3. その他の所得金額	30% 15% 20%	⑧によるサービス料(奉仕料)所得金額は除外
⑦ 退職所得	基本税率	該当課税期間における退職所得の課税標準に基本税率を適用して計算した金額を12で除した金額に、勤続年数を乗じて算出税額を算定する(法第55条第2項)。
⑧ 大統領令によるサービス(奉仕)料所得金額	5%	飲食、宿泊、按摩、マッサージ業など、接客業を営為する店などが提供する役務の提供者の奉仕料を供給代価と区分記載した金額が供給代価の20%を超過する場合の奉仕料をいう(施行令第184条の2)。
⑨ 非実名利子所得および配当所得(支給時期まで名義が確認されない場合)	45%	金融実名取引及び秘密保障に関する法律第5条の規定による税率(90%、15%)が適用される場合は除外
⑩ 民事執行法第113条および同法第142条の規定により、裁判所に納付した保証金および落札代金から発生する利子所得	14%	

※ 上表の①と②において、外国で外国所得税額を納付した場合には、上記の規定による源泉徴収税額から外国所得税額を差引いた金額を源泉徴収税額とする。

(注) 毎月分の勤労所得と基本税率を適用する年金所得は上記の税率にかかわらず、大統領令が定める勤労所得簡易税額表および年金所得簡易税額表を適用する(法令第129条第3項)。